

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている要措置区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3
- 介護医療院の開設の許可【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4
- 特定地域型保育事業者の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 5

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 6

北九州市告示第 3 2 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている要措置区域に指定することについて、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する要措置区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成 3 1 年 2 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する要措置区域

北九州市門司区不老町一丁目 1 番 2、1 番 1 2、3 1 1 3 番 6 及び 3 1 1 3 番 1 9 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

北九州市告示第 33 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 113 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、法第 115 条の規定により次のように告示する。

平成 31 年 2 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定介護療養型医療施設

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定辞退年月日
4017 6193 56	鳥巢病院	北九州市門司区 吉志五丁目 5 番 10 号	医療法人社 団鳥巢病院	平成 31 年 1 月 3 1 日

北九州市告示第 3 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 0 7 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、法第 1 1 4 条の 7 及び介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 2 の 3 の規定により次のように告示する。

平成 3 1 年 2 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

介護医療院

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	許可年月日
4 0 B 0 1 0 0 0 1 4	鳥巢病院介護医療院	北九州市門司区 吉志五丁目 5 番 1 0 号	医療法人社 団鳥巢病院	平成 3 1 年 2 月 1 日

北九州市告示第 35 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により特定地域型保育事業者の確認の辞退の申出があったので、同法第 53 条第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

平成 31 年 2 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認辞退年月日
西口智子	家庭的 保育事 業	北九州市小倉北 区皿山町 1 番 1 6 号	西口智子	平成 30 年 1 2 月 3 1 日

北九州市公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成31年2月5日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区東二島三丁目750番21、750番152、827番3、827番8、829番1及び829番4から829番6まで	北九州市八幡東区春の町三丁目8番23号 藤嶋妙子 福岡県飯塚市鯉田2525番地164 坂田隆夫
北九州市門司区吉志二丁目958番18、966番1及び966番3から966番18まで並びに無番のうち	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下弘実
北九州市小倉南区葛原二丁目40番51、40番654から40番665まで及び40番667	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号 ミサワホーム九州株式会社 代表取締役 下村秀樹
北九州市門司区原町別院15番23及び15番25から15番49まで	大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井嘉浩